

つくば市未来構想等推進会議 委嘱状交付式
及び令和２年度第１回つくば市未来構想等推進会議 会議次第

日時 令和２年（２０２０年）１０月２日（金）

午前１０時００分～１２時００分

場所 つくば市役所５階庁議室

【委嘱状交付式】

- １ 開式
- ２ 委嘱状交付
- ３ 閉式

【令和２年度第１回つくば市未来構想等推進会議】

- １ 開会
- ２ 座長及び副座長選出
- ３ 市長挨拶
- ４ 議事
 - （１）未来構想等の改定と概要
 - （２）つくば市未来構想等推進本部・推進会議の設置について
 - （３）令和３年度つくば市戦略プラン事業実施計画（案）の策定について
 - （４）今後のスケジュールについて
 - （５）その他
- ５ 閉会

配布資料

座席表

基礎資料１	つくば市未来構想等推進本部設置要綱	・・・P2
基礎資料２	つくば市未来構想等推進会議設置要項	・・・P4
基礎資料３	つくば市未来構想等推進会議委員名簿	・・・P5
参考資料１	つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例	・・・P6
参考資料２	つくば市情報公開条例（抜粋）	・・・P8
資料１－１	つくば市未来構想	既存冊子
資料１－２	第２期つくば市戦略プラン	既存冊子
資料１－３	つくば市未来構想等概要版	既存冊子
資料２－１	つくば市未来構想等推進本部・推進会議の設置について	・・・P10
資料２－２	つくば市未来構想等推進本部 専門部会構成等	・・・P12
資料３	つくば市戦略プラン事業実施計画書案（令和３年度～）	別冊
	【策定段階のため非公開】	
資料４	つくば市未来構想等推進に関するスケジュール	・・・P14

つくば市未来構想等推進本部設置要綱

平成27年 2 月 6 日

告示第185号

(設置)

第1条 社会、経済等の情勢変化に的確に対応し、諸課題を克服しながら次の世代に継承し、発展させていく「持続可能都市」を実現するとともに、まち・ひと・しごと創生を推進するため、つくば市未来構想等推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) つくば市未来構想及びつくば市戦略プランの推進及び進行管理に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、つくば市未来構想及びつくば市戦略プランに関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(構成)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名する副本部長が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、主宰する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部の会議にその構成員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(推進会議)

第6条 本部長は、本部において協議する事項について、広く関係者の意見を反映するため、本部に推進会議を置くことができる。

- 2 推進会議の設置、構成及び運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(幹事会)

第7条 本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、本部の所掌事務に関し協議及び調整を行うとともに、本部長が決定した事務の実施に関し必要な事項を処理する。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 4 幹事長は、政策イノベーション部長をもって充てる。

- 5 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 6 幹事長は、幹事会の事務を総括する。
- 7 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、主宰する。
- 8 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に幹事以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(専門部会)

第8条 幹事長は、幹事会において協議する事項について、調査及び検討を行うため、幹事会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の設置、構成及び運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(庶務)

第9条 本部の庶務は、政策イノベーション部企画経営課において処理する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則(平成27年告示第408号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年告示第369号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年告示第875号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成31年告示第451号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年告示第224号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

市長公室長 つくば市行政組織条例(昭和62年つくば市条例第55号)第2条に定める部の長 つくば市水道事業及び下水道事業組織規程(令和2年つくば市水道事業及び下水道事業管理規程第1号)第2条第1項に規定する部の長 会計管理者 消防長 教育局长 議会事務局长 選挙管理委員会事務局长 監査委員事務局长 農業委員会事務局长

別表第2 (第6条関係)

市長公室次長 つくば市行政組織条例第2条に定める部の次長 つくば市水道事業及び下水道事業組織規程第2条第1項に規定する部の次長 消防本部消防次長 教育局次長 議会事務局次長

つくば市未来構想等推進会議設置要項

(設置)

第1条 つくば市未来構想等推進本部設置要綱（平成27年つくば市告示第185号）第7条第1項の規定に基づき、つくば市未来構想等推進会議（以下、推進会議という。）を置く。

(開催期間)

第2条 推進会議の開催期間は、第2期つくば市戦略プランの計画期間と同一とする。

(構成)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから本部長が委嘱した者をもって構成する。

(1) 市民

(2) 産業、金融、労働、言論のいずれかの知見を有する者

(3) 学識経験者、公共的団体の職員、市議会議員

2 委員の任期は依頼年度の年度末までとし、任期の途中で委員の交代があった場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第4条 推進会議に、座長、副座長を置く。

2 推進会議の座長及び副座長は、委員の互選により定める。

3 座長は、議長として推進会議の議事を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、副座長がその職務を代行する。

(オブザーバー)

第4条 推進会議にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、推進会議に出席し、議事に関する助言又は協力を行うものとする。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、推進会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、政策イノベーション部企画経営課において処理する。

(補則)

第7条 この要項に定めるもののほか、推進会議の運営等に関して必要な事項は、別途協議の上定めるものとする。

附 則

この要項は、決裁の日から施行する。

つくば市未来構想等推進会議 委員名簿

No.	所属	役職	氏名
1	株式会社カスミ	執行役員 戦略経営本部 コーポレートマネージャー	辻本 英史
2	関彰商事株式会社	総合企画部 副部長	上村 祐一
3	一般社団法人つくば観光コンベンション協会	事務局長	星野 弘
4	つくば市商工会	事務局長	松信 利彦
5	国立大学法人筑波大学	システム情報系 教授	吉瀬 章子
6	つくば市福祉団体等連絡協議会	会長	後藤 真紀
7	特定非営利活動法人ままとーん	理事	中井 聖
8	一般財団法人つくば市国際交流協会	理事長	布浦 万代
9	公益財団法人つくば文化振興財団	常務理事	宇津野 茂樹
10	つくば市金融団	常陽銀行研究学園都市支店長	小河原 公男
11	茨城県社会保険労務士会	副会長	山崎 満
12	つくば市記者会	茨城新聞土浦・つくば支社長	小川 敏正
13	市民公募		浦田 遥
14	市民公募		加藤 弘毅
15	市民公募		島田 由美子
16	市民公募		土田 禎太郎
17	市民公募		永井 悦子
18	市民公募		根本 彰
19	つくば市議会	議長	神谷 大蔵
20	つくば市議会	副議長	山本 美和
-	オブザーバー	つくば市副市長	飯野 哲雄
-	オブザーバー	つくば市副市長	毛塚 幹人

〇つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例

平成29年12月22日

条例第35号

(目的)

第1条 この条例は、附属機関の会議及び懇談会等を公開すること等により、市政運営における透明性の向上を図り、及び市民の市政運営に対する理解を深め、もって開かれた市政の一層の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 附属機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関をいう。
- (2) 懇談会等 市民、有識者等のうち執行機関が選任した者から意見、知見等を聴取し、市政運営の参考とすることを主な目的として開催する懇談会、懇話会、検討会、研究会その他市政運営上の会議をいう。
- (3) 執行機関 地方自治法第138条の4第1項の規定に基づき市に置かれる執行機関のうち附属機関の属する執行機関又は懇談会等を開催する執行機関をいう。

(会議公開の原則)

第3条 附属機関の会議及び懇談会等は、これを公開する。

(非公開とすることができる会議)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、執行機関又は附属機関若しくは懇談会等の長は、附属機関の会議又は懇談会等の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 会議において、つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）第5条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が発言される見込みがあるとき。
- (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な会議の運営に著しい支障が生じ、会議の目的が達成されないと認められるとき。

(会議の非公開の決定方法)

第5条 前条の規定による附属機関の会議及び懇談会等の非公開の決定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 前条第1号に該当するおそれがあるとき 次のいずれかの方法
 - ア 執行機関が規則で定める事項を勘案し、決定する方法
 - イ 附属機関又は懇談会等の長が当該附属機関の会議又は当該懇談会等に諮り、規則で定める事項を勘案し、決定する方法
- (2) 前条第2号に該当するおそれがあるとき 附属機関又は懇談会等の長が当該附属機関の会議又は当該懇談会等に諮り決定する方法

（会議開催の事前公表）

第6条 執行機関は、規則で定めるところにより、附属機関の会議及び懇談会等の名称、開催日時その他の規則で定める事項を当該会議を開催する日の7日前までに公表しなければならない。ただし、緊急に附属機関の会議又は懇談会等が開催されるときは、この限りでない。

（会議の傍聴等）

第7条 附属機関の会議及び懇談会等を傍聴することができる者の数は、その都度、執行機関が定める。

2 附属機関の会議又は懇談会等を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者その他の規則で定める者は、当該会議を傍聴することができない。

3 附属機関の会議又は懇談会等を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、規則で定める事項を遵守し、及び会場の秩序維持に関して附属機関又は懇談会等の長の指示に従わなければならない。

4 附属機関及び懇談会等の長は、傍聴人が前項の指示に従わないときは、当該傍聴人に対し、退場を命ずることができる。

（会議資料の閲覧）

第8条 執行機関は、附属機関の会議及び懇談会等が公開されるときは、当該会議の資料（不開示情報が記載されているものを除く。以下同じ。）を傍聴人の閲覧に供しなければならない。

（会議録の作成）

第9条 執行機関は、規則で定めるところにより、附属機関の会議及び懇談会等について、公開又は非公開にかかわらず、当該会議終了後遅滞なく会議録を作成しなければならない。

（会議録の写し等の公表）

第10条 執行機関は、規則で定めるところにより、公開の附属機関の会議及び懇談会等にあつては前条の規定により作成した会議録及び当該会議の資料を、非公開の附属機関の会議及び懇談会等にあつてはその概要を記録したものを公表しなければならない。

（公開状況の公表）

第11条 市長は、規則で定めるところにより、附属機関の会議及び懇談会等の公開状況について、公表しなければならない。

（他の条例に特別の定めがある場合の取扱い）

第12条 附属機関の会議の公開等について、他の条例に特別の定めがあるときは、その定めるところによる。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

〇つくば市情報公開条例（抜粋）

平成27年 7 月 1 日

条例第27号

改正 平成28年 3 月24日条例第26号 平成29年 6 月30日条例第22号

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、民主主義の理念にのっとり、知る権利の保障としての行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の行政活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、行政運営の透明性の向上及び公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

（略）

以下の不開示情報が含まれる会議
の場合は非公開となる

（行政文書の開示義務）

第 5 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

（1）個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第 2 項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令、条例若しくは規則の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該

公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分。ただし、当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがある場合は、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。

- (2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (3) 公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (4) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (6) 法令又は他の条例の規定により公にすることができないと認められる情報

（以下、略）

つくば市未来構想等推進本部・推進会議の設置について

1 推進体制の整理

未来構想及び戦略プラン（以下、未来構想等）の策定時は未来構想等審議会や庁内策定組織があり、未来構想等に関する審議が行われていたが、令和元年（2019 年）末の策定完了をもって解散している。そこで、令和 2 年（2020 年）度から、未来構想等の推進及び施策評価を実施する組織として「つくば市未来構想等推進本部」、及び外部有識者・市民から評価・提言を受ける「つくば市未来構想等推進会議」等を設置する。

2 施策評価の一本化と評価の活用等

令和元年（2019 年）まで市が実施している施策評価には、以下の 2 通りがあった。

- ① 未来構想等に関する個別施策評価・・・行政経営懇談会で外部評価を受けている
個別施策評価調書（隔年度）
- ② まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する評価・・・まち・ひと・しごと創生有
識者会議で外部評価を受けているまち・ひと・しごと創生総合戦略の実績評価

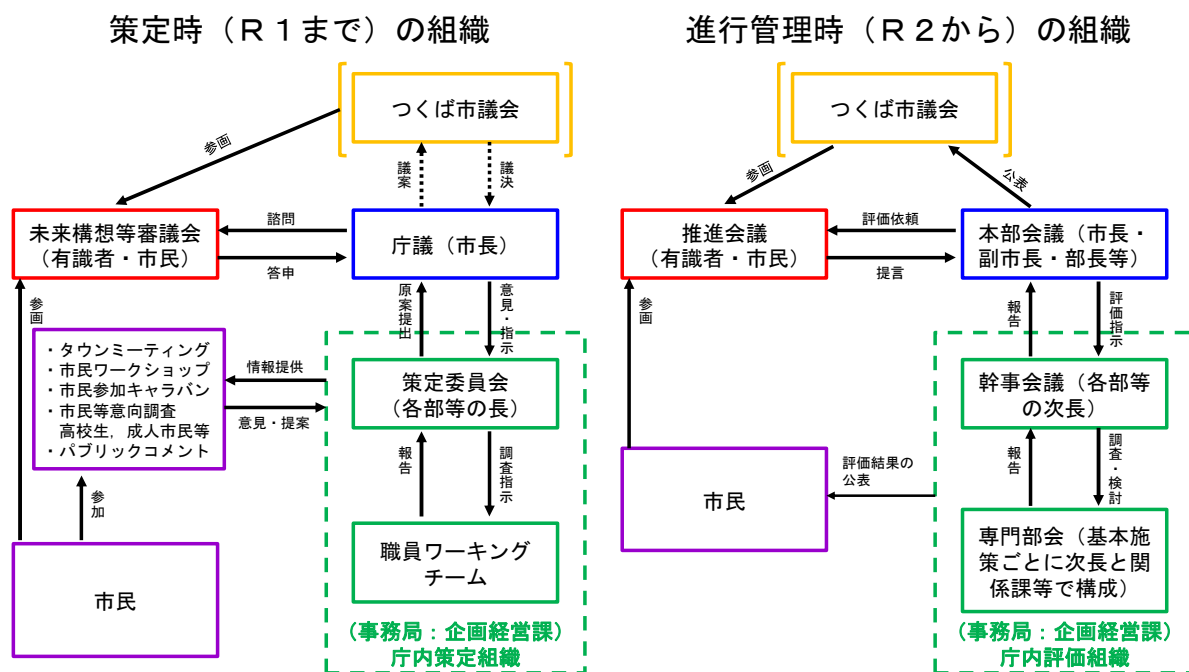
あわせて、施策を実現するための事務事業については、

- ・事務事業評価（マネジメントシート）・・・市主体で実施し内部評価

を実施している。これらの複数の行政評価・事務事業評価について、戦略プランとまち・ひと・しごと創生総合戦略が統合されたことを受け、施策評価についても統合し、事務事業評価とあわせた行政評価として実施する。また、実施結果が適切にいかされるよう、予算配分や人事評価、組織改編等にも反映させられるよう調整を図る。

未来構想等推進に関する組織（改編後）

- ・ 未来構想等推進本部：市長・副市長・教育長、部長等
- ・ 未来構想等推進会議：有識者（産業団体・学識経験者・公共機関・金融機関・労働団体等・言論機関）、市民
- ・ 未来構想等幹事会：各部等の次長
- ・ 未来構想等専門部会：基本施策ごとに主幹部次長を長とし、関係課等で構成



つくば市未来構想等推進本部 専門部会構成等

資料2-2

基本施策名	日にち	時間	場所	個別施策	主観部局	専門部会構成課室	専門部会関係課室
Ⅰ-1 市民と共に創るまちづくりを推進する	8/28 (金)	13:00～ 15:00	会議室301	Ⅰ-1-① 地域活動と市民チャレンジへの支援	市民部	市民活動課	-
				Ⅰ-1-② 区会加入及び新規区会設立促進と活動支援		市民活動課	-
				Ⅰ-1-③ 市政への市民参加の推進		企画経営課	広報戦略課 広聴室
				Ⅰ-1-④ S D G s 普及による市民活動の促進		持続可能都市戦略室	-
Ⅰ-2 資源をみがき、魅力あふれるまちをつくる	8/26 (水)	13:00～ 15:00	コミ棟3 F 会議室 B	Ⅰ-2-① 豊かな農資源を輝かせることによる魅力の創出	経済部	農業政策課	-
				Ⅰ-2-② 豊かな資源をいかした観光の振興		観光推進課	-
				Ⅰ-2-③ 文化芸術の推進及び文化財の保存と活用		文化芸術課	文化財課
				Ⅰ-2-④ スポーツでつながるまちの推進		スポーツ振興課	-
				Ⅰ-2-⑤ 空き家・空き店舗等の有効活用の推進		住宅政策課	産業振興課
Ⅰ-3 つくばならではの街並みや体験を創出する	8/27 (木)	10:00～ 12:00	会議室302	Ⅰ-3-① 魅力ある研究学園都市地域の推進	都市計画部	学園地区市街地振興室	-
				Ⅰ-3-② 地域資源をいかした持続的な周辺市街地の振興		周辺市街地振興室	地区相談課
Ⅰ-4 シティプロモーションを推進する	9/1 (火)	15:00～ 16:00	会議室301	Ⅰ-4-① 市民目線の効果的な広報の推進	市長公室	広報戦略課	-
				Ⅰ-4-② 市内外へ向けた P R の推進		広報戦略課	持続可能都市戦略室
Ⅱ-1 地域が支え合い、医療、介護、福祉が充実したまちをつくる	8/26 (水)	10:00～ 12:00	会議室301	Ⅱ-1-① 世代や分野を超えた地域の居場所づくりの拡充	保健福祉部	地域包括支援課	高齢福祉課
				Ⅱ-1-② 民生委員等のサポート強化と次世代の育成		社会福祉課	-
				Ⅱ-1-③ 認知機能低下等の支援策情報発信と相談体制の充実		地域包括支援課	障害者地域支援室
				Ⅱ-1-④ 地域で安心して暮らし続けるための福祉サービスの充実		地域包括支援課	高齢福祉課 障害福祉課
				Ⅱ-1-⑤ 障害者の自立に向けた就労等の支援		障害者地域支援室	-
Ⅱ-2 人生100年時代に生涯いきいきと暮らせるまちをつくる	8/24 (月)	13:00～ 15:00	会議室301	Ⅱ-2-① 一人ひとりのこころと体の健康づくりの支援	保健福祉部	健康増進課	スポーツ振興課 こども未来室 高齢福祉課 医療年金課
				Ⅱ-2-② 誰もがつながり役割を持てる社会参加の環境整備		生涯学習推進課	企画経営課 文化芸術課 働く婦人の家 こども未来室 地域包括支援課 健康増進課 中央図書館
Ⅱ-3 地域や市民一人ひとりの防災・防犯への備えを後押しする	9/1 (火)	13:00～ 15:00	会議室301	Ⅱ-3-① 市の備蓄の推進や公共施設の機能維持	市長公室	危機管理課	-
				Ⅱ-3-② 自宅の安全・備蓄対策や地域での支えあいの推進		危機管理課	-
				Ⅱ-3-③ 防犯意識を高め、安全・安心を実感できる生活環境づくり		防犯交通安全課	-
Ⅱ-4 公共施設やインフラのマネジメントを推進する	8/27 (木)	15:00～ 17:00	会議室302	Ⅱ-4-① 公共施設・インフラの効果的な維持管理の推進	財務部	公共施設マネジメント推進室	住宅政策課
				Ⅱ-4-② 保有資産の有効活用の推進		公有地利活用推進課	企画経営課 管財課 公共施設マネジメント推進室 道路管理課 公園・施設課
				Ⅱ-4-③ 保有資産の適正化		公共施設マネジメント推進室	-
Ⅱ-4-④ 公共施設やインフラ管理への先端技術等の導入	公共施設マネジメント推進室	-					

基本施策名	日にち	時間	場所	個別施策	主観部局	専門部会構成課室	専門部会関係課室
Ⅱ-5 多様な移動手段があるまちをつくる	8/24 (月)	10:00～ 12:00	会議室301	Ⅱ-5-① まちづくりを支える公共交通ネットワークの構築	都市計画部	総合交通政策課	-
				Ⅱ-5-② 自動車から自転車への転換の推進		総合交通政策課	-
Ⅱ-6 身近な自然を守り、楽しみ、持続させる	8/27 (木)	13:00～ 15:00	会議室302	Ⅱ-6-① 身近な自然を楽しむ環境づくり	生活環境部	環境政策課	ジオパーク室 学び推進課 生涯学習推進課
				Ⅱ-6-② 自発的な保全活動の推進		ジオパーク室	農業政策課 産業振興課
Ⅲ-1 子どもも親も楽しく育つ環境をつくる	9/1 (火)	10:00～ 12:00	会議室501	Ⅲ-1-① こどもを安心して生み育てられる環境整備	こども部	健康増進課	こども政策課 障害福祉課
				Ⅲ-1-② ニーズに対応した子育て環境の整備		幼児保育課	-
				Ⅲ-1-③ こどもも親も楽しめる遊べる場の整備		公園・施設課	文化芸術課 こども育成課
Ⅲ-2 じぶんの「好き」が見つかる環境をつくる	8/26 (水)	10:00～ 12:00	会議室302	Ⅲ-2-① 個性を伸ばし未来を切り拓く力を育む学校教育の創出	教育局	学び推進課	学務課 教育施設課 生涯学習推進課 特別支援教育推進室 教育相談センター 健康教育課
				Ⅲ-2-② 魅力ある放課後の創出		こども育成課	こども未来室 生涯学習推進課
				Ⅲ-2-③ 就学前におけるこどもの遊びと体験の充実		幼児保育課	学び推進課
Ⅲ-3 多様性をいかした誰もが活躍できる社会をつくる	8/24 (月)	15:00～ 17:00	会議室501	Ⅲ-3-① 多様性をいかした社会の推進	市民部	国際交流室	消防指令課 男女共同参画室 学び推進課
Ⅳ-1 知識集約によってイノベーションを創出する	8/24 (月)	13:00～ 15:00	コミ棟2 F 会議机1	Ⅳ-1-① 新たな共創の仕組みづくり	政策イノベ ション部	科学技術振興課	持続可能都市戦略室
Ⅳ-2 地元で頑張る組織や人が成長し続けるまちをつくる	8/26 (水)	15:00～ 17:00	コミ棟3 F 会議室B	Ⅳ-1-② 社会実装の推進によるイノベーション創出	経済部	科学技術振興課	スタートアップ推進室
				Ⅳ-2-① 地域産業人材の確保・定着の推進		産業振興課	-
Ⅳ-3 市民のために新たな技術や価値を導入し、進化するまちをつくる	8/26 (水)	10:00～ 12:00	コミ棟2 F 会議机1	Ⅳ-2-② 地元企業等の新たなチャレンジの支援	政策イノベ ション部	産業振興課	スタートアップ推進室
				Ⅳ-3-① 人とテクノロジーが共生するスマートシティの推進		科学技術振興課	-
				Ⅳ-3-② データで市民を豊かにするまちの推進		情報政策課	科学技術振興課 国民健康保険課 介護保険課
Ⅳ-4 地球に優しく「ごみ」のない低炭素で循環型のまちをつくる	8/24 (月)	15:00～ 17:00	会議室401	Ⅳ-3-③ 書かない・待たない・行かないデジタル窓口の推進	生活環境部	情報政策課	市民窓口課
				Ⅳ-4-① 食品ロス削減に向けた意識啓発		持続可能都市戦略室	環境衛生課 環境政策課
				Ⅳ-4-② 再資源化、再利用化の推進		環境衛生課	-
				Ⅳ-4-③ 環境美化活動の推進		環境保全課	環境衛生課 道路管理課 公園・施設課
				Ⅳ-4-④ 低炭素化の推進		環境政策課	-

つくば市未来構想等推進に関するスケジュール

資料4

	R2年度													R3年度														
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
本部会議・推進会議等			R 2 第 1 回 本 部 会 議			R 2 第 1 回 専 門 部 会	R 2 第 1 回 推 進 会 議	R 2 第 2 回 本 部 会 議	次年度予算要求					計画の修正等、 必要に応じて会 議を開催	R 3 第 1 回 専 門 部 会	R 3 第 1 回 推 進 会 議 (4回程度)	R 3 第 1 回 本 部 会 議		R 3 第 2 回 専 門 部 会	R 3 第 2 回 推 進 会 議	R 3 第 2 回 本 部 会 議	次年度予算要求				計画の修正等、 必要に応じて会 議を開催		
基本施策・個別施策の評価															R 2 施策 内部 評価	R 2 施策 外部 評価												
事業実施計画の評価	R 2 年度 計 画 作 成	R 2 年度 計 画 確 定			R 3 年度 計 画 作 成									R 内 部 一 次 評 価 の 実 施 計 画 の 評 価	内 部 二 次 評 価 の 実 施		R 4 年度 計 画 作 成										R 内 部 一 次 評 価 の 実 施 計 画 の 評 価	